

「令和元年度食料・農業・農村白書」について

伊 佐 寛*

令和2年7月14日、当会是一般社団法人農林水産奨励会との共催により、農林水産省 大臣官房広報評価課情報分析室の伊佐寛室長をお迎えして、第2回農業懇話会を開催しました。以下は講演と質疑応答の内容^{注1)}です。

講演

はじめに

食料・農業・農村白書は食料・農業・農村基本計画の構成に従い作成しており、表1に目次を示しました。今回の令和元年度白書では、特集・トピックスとして注目される四つの項目を取り上げ深掘りしました。



伊 佐 寛 氏

特集では、今年の3月に策定された新たな「食料・農業・農村基本計画」と女性農業者を取り上げました。なお、今回の白書は、農業基本法に基づいて作成していた「農業白書」から数えて59回目になりますが、特集・トピックスという形で女性農業者を取り上げたのは今回が初めてです。

トピックス1では、SDGs（持続可能な開

表1 令和元年度食料・農業・農村白書の目次

令和元年度 食料・農業・農村の動向	
特集1	新たな食料・農業・農村基本計画
特集2	輝きを増す女性農業者
トピックス1	食料・農業・農村とSDGs(持続可能な開発目標)
トピックス2	日米貿易協定の発効と対策等
第1章	食料の安定供給の確保
	食料自給率と食料自給力
	グローバルマーケットの戦略的な開拓
	世界の食料需給と食料安全保障の確立
	食料消費の動向と食育の推進
	食の安全と消費者の信頼確保
	動植物の防疫
	食品産業の動向
	生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出
第2章	強い農業の創造
	農業産出額と生産農業所得等の動向
	農業の構造改革の推進
	農業生産基盤の整備と保全管理
	米政策改革の動向
	主要農畜産物の生産等の動向
	生産現場の競争力強化等の推進
	気候変動への対応等の環境政策の推進
	農業を支える農業関連団体
第3章	地域資源を活かした農村の振興・活性化
	農村の現状と地方創生の動き
	中山間地域の農業の振興
	農泊を中心とした都市と農山漁村の共生・対流
	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮
	鳥獣被害とジビエ
	再生可能エネルギーの活用
	都市農業の振興
	農福連携の推進
第4章	災害からの復旧・復興と防災・減災、国土強靱化等
	令和元年度の災害からの復旧・復興
	防災・減災、国土強靱化と農業者等が行うべき備え
	東日本大震災からの復旧・復興
	熊本地震からの復旧・復興
	新型コロナウイルスへの対応
巻末付録 平成30年間の主な動きと指標	

*いさ ひろし 農林水産省大臣官房広報評価課情報分析室長

注1) 本白書の本文及び概要は、以下のURLで御覧になれます：https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r1/index.html なお、本稿では、

講演資料を、当会で加工（簡略化）した図表を掲載しています。

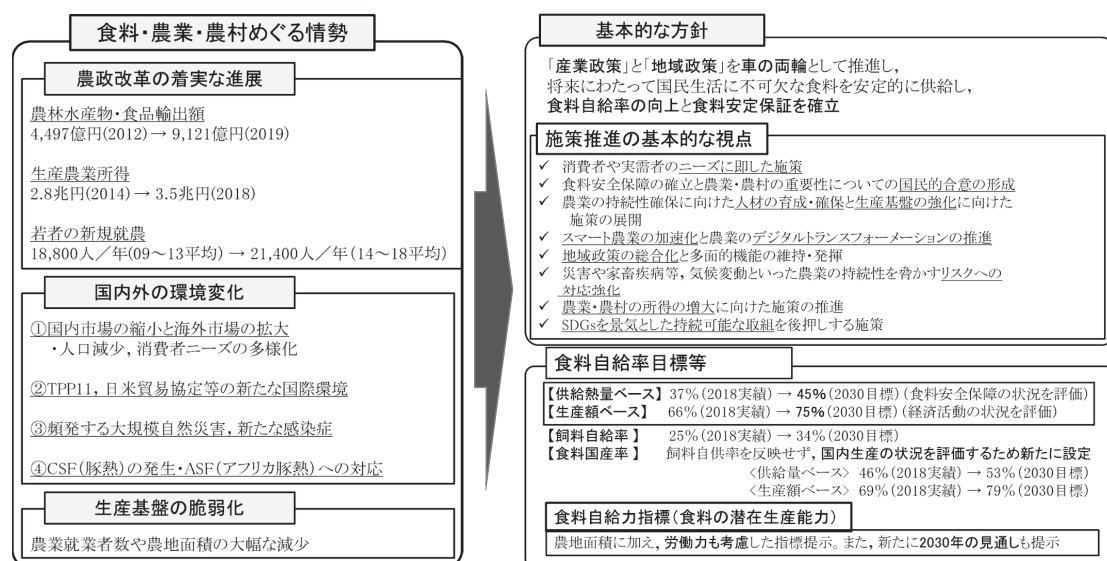
発目標）を取り上げました。今回、特集で取り上げた新たな基本計画の中でもこの「持続可能な」というのが一つのキーワードになっております。昨今SDGsへの取組が注目されている中で、食品産業関係の皆様には今さらの感があるかもしれませんが、農業・農村の分野でもSDGsにきちんと取り組んでいくことが重要だとの問題意識を投げ掛ける意味で取り上げています。トピックス2は、今年1月に発効した日米貿易協定です。

この後の第1章、第2章、第3章までは、食料・農業・農村それぞれの分野、項目について網羅的に記述しています。なお、第4章は昨年まで東日本大震災と熊本地震の話を中心にまとめておりましたが、昨今の自然災害の多さ、激甚化を踏まえ、今年は災害の章として仕立て直しました。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応を第4章に追加して

います。

特集1 新たな食料・農業・農村基本計画

基本計画については、既に大日本農会では春期中央農事講演会で取り上げているとのことですので（会誌「農業」9月号掲載）、詳しい話は割愛します。1999年に現在の食料・農業・農村基本法ができてから今回で5回目の基本計画になりますが、白書本体では過去4回の基本計画の概要なども紹介しています。併せてご覧下さい。また、食料・農業・農村政策審議会の企画部会の委員から、「今回の基本計画改定に当たってどんな議論をしたのか紹介して欲しい」という意見もあり、白書本体で議論の経過も紹介しています。基本計画のポイントは図1に示しました。この中で特に注目すべきは、新たに「食料国産率」と



新たな基本計画における主なポイント

- 農業の成長産業化に向けた農政改革を引き続き推進
- 2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を設定
- 中小・家族経営等多様な経営体の生産基盤の強化を通じた農業経営の底上げ
- 関係者と連携し、農村を含む地域の振興に関する施策を総動員した「地域政策の総合化」
- 食と農に関する新たな国民運動の展開を通じた国民的合意の形成

図1 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）のポイント

（農林水産省作成）

いう概念の目標が付け加わったことです。また、農業経営の展望について、小規模農家や中山間地域のような条件不利地での経営モデルも紹介しているところについても注目して下さい。

特集2 輝きを増す女性農業者

今年の白書をまとめるに当たり、何を特集に持ってくるか、いろいろ議論がありました。基本計画見直しの話は取り上げるとして、もう一つ何か。そこで、女性農業者は大切と言いながら、今まで深く分析をしてこなかったこと、また、2019年は男女共同参画社会基本法ができてちょうど20年という年でしたので、女性農業者をテーマとして取り上げることにしました。

構成としては、最初に「女性農業者の活躍の軌跡」(表2)を示しました。この特集では男女共同参画社会基本法ができてから20年間の出来事を中心に記述していますが、やはり戦後一貫して農業を支えてきたのは女性農業者だと。また、戦後間もない頃からの生活改善普及事業への言及も必要だということで、概要版では詳しく紹介していませんが、白書本体では当時の写真(写真1)なども入れて記述しています。

表2 女性農業者の活躍の軌跡 (生活改善から活躍の時代へ)

1948年	農家婦人の地位向上を目的の一つに生活改善普及事業始まる かまど・台所改善で家事労働効率化
高度成長期	男性の農外就労機会拡大により、女性が農業で中心的役割を果たすとともに、家事、育児、介護も負担
1970年頃	機械導入等で農作業労働軽減 女性ならではの発想や知恵を生かした起業活動が生まれる
1992年	農林水産省初の女性行動計画「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書」が策定
1999年	「男女共同参画社会基本法」が施行 「食料・農業・農村基本法」でも男女共同参画を規定
以降	男女共同参画の普及・啓発、家族経営協定締結の促進等、起業、6次産業化支援、認定農業者、次世代リーダー育成支援



写真1 生活改善普及事業で取り組まれた「かまどの改善」(1948年)

〔(一社)全国農業改良普及協会 「写真でたどる農業と普及事業の50年」

農業における女性割合の推移

この特集の後段「この20年を振り返って」では、女性農業者に関するいろいろな指標、データで20年を振り返っています。基幹的農業従事者数の推移では1999年と2019年のデータを比較しています(図2左)。この20年間で基幹的農業従事者数は減り、女性の割合も46%から40%と減少してきています。また、新規就農者の男女割合はデータの都合で2006年と2018年の比較になっていますが(図2右)、こちらも女性の割合が30%から24%と減少しています。

認定農業者について、図3では、下が女性の単独申請、上が夫婦共同申請です。折れ線グラフは女性の割合で、1.6%から4.8%に3倍増えているのは事実ですが、数字自体は小さくてまだまだです。

また、表3は農業法人の役員に占める女性の割合で、日本農業法人協会と厚生労働省のデータから引用しています。一言で言えば、他業態と比べてもほぼ同じかやや高い

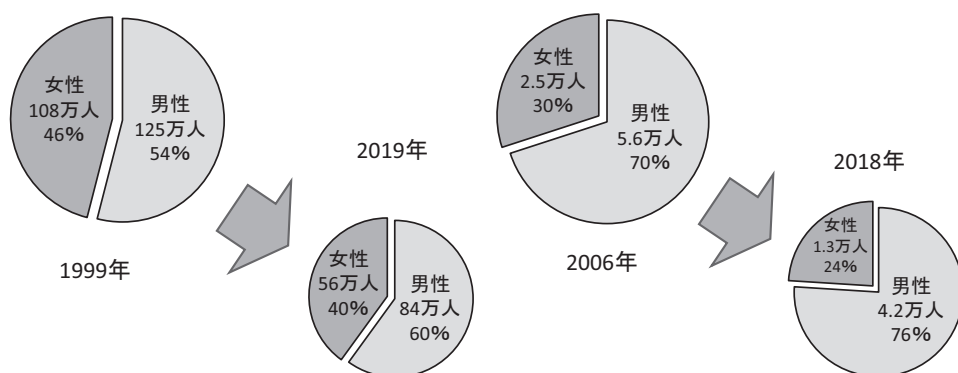


図2 基幹的農業従事者数の男女割合（左）と新規就農者数の男女割合（右）

（農林水産省「農業構造動態調査」及び「新規就農者調査」）

表3 農業法人における女性比率（％）

	農業	建設業	製造業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	宿泊業・飲食サービス業	医療・福祉
役員に占める女性割合	21.8	20.3	18.7	19.6	21.8	31.9	47.9

（農業は日本農業法人協会資料，その他は厚生労働省「雇用均等基本調査」を基に農林水産省作成）

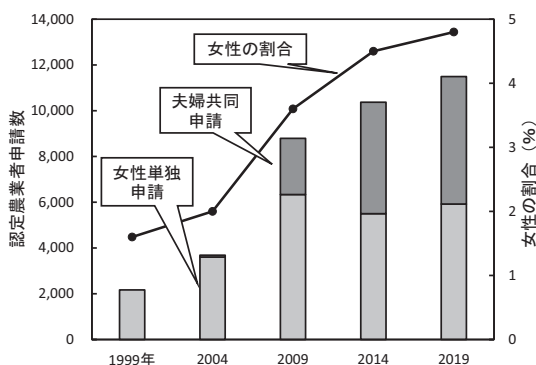


図3 女性の認定農業者の割合

（農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」より）

水準で、農業の世界では女性が結構頑張っていると言えるのではないのでしょうか。

女性が経営に参加する意義

女性が経営に参加すると良いということをよく耳にしますが、これを裏付けるものとして日本政策金融公庫のデータを示しています。図4左は、女性が経営に参加しているところの方が経常利益の増加率が高いこと、図4右は売上が大きい事業者ほど女性が経営に

参加していることを示しています。

このような説明をすると、両者の因果関係について疑問が湧いてくるわけですが、両者の関係にはいろいろな要因があり、単純にそれがどういう因果関係にあると単純化して言い切ることは難しいです。したがって、ここでは「相関関係がある」とだけ書いています。

ただし、女性が経営に参加すると何がいいのか、もう少しこの問題を追究してみたいということから、白書本体の方ではもう少し、例えば、女性が参加している経営とそうではない経営を比較して、その出荷先が多様化しているというデータを示しています。また、一口に農業経営といっても稲作から畜産、園芸などいろいろな経営主体があり、それぞれの経営形態ごとにデータの整理もしています。さらに、「女性が6次産業化部門を担当する場合に、女性の目線による細やかな気配りや対応、女性ならではのアイデアが経営面において強みとなっている」という記述もしています。

図5は女性による起業数の推移で、下が個

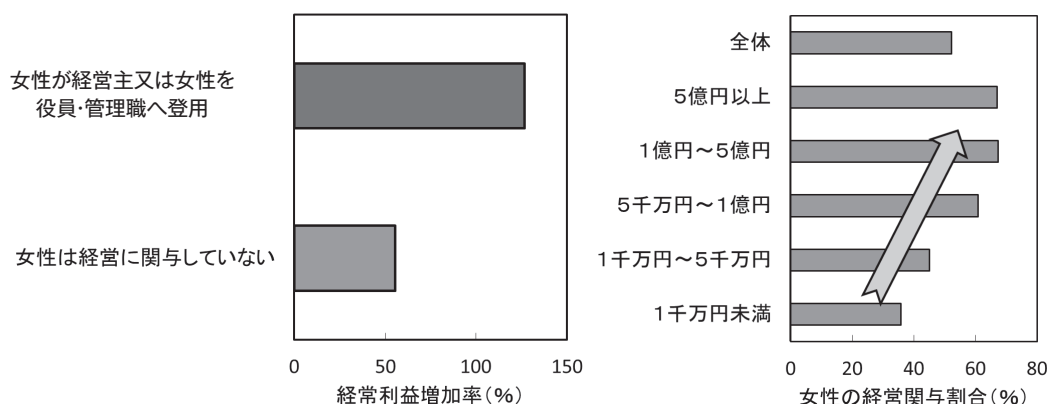


図4 女性の農業経営への関与と収益性の向上

左：女性の経営への関与別の経常利益増加率（直近3年間）；
 右：売上規模別の女性が農業経営に関与している割合
 〔（株）日本政策金融公庫資料より〕

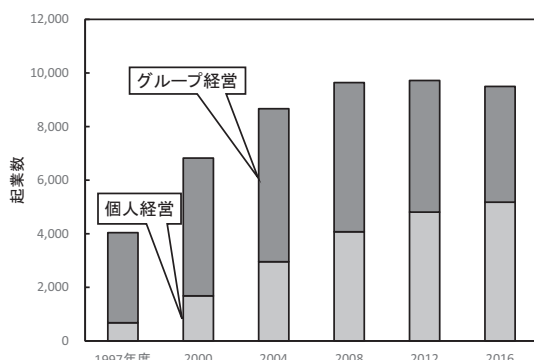


図5 農村女性による起業数の推移

（農林水産省「農村女性による企業活動実態調査」を基に作成）

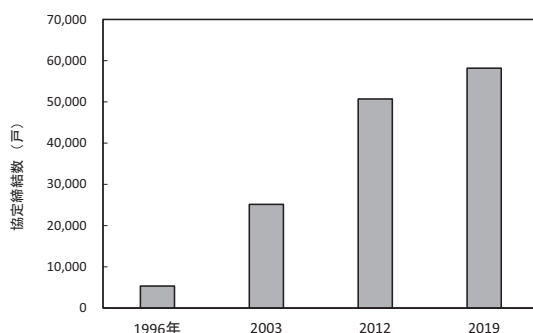


図6 家族経営協定締結数の推移

（農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」より）

人経営、上がグループ経営です。農村地域での女性の活動という、冒頭で話題にした生活改善普及事業で取り組まれてきた農産加工や直売活動などが思い浮かぶのですが、最近では個人経営形態の起業が増えてきています。

地域内・家族内での女性の地位向上

家族経営協定締結数の推移を図6に示しました。平成期以来、一貫して増加傾向にあります。また、現在の第4期男女共同参画基本計画^{注2)}の中で、農業委員及び農協役員に占める女性の割合はそれぞれ令和2年度に10%

まで上げる目標設定がなされていますが、現在は図7に示されたとおりです。これに関しては、審議会の企画部会の中で「確かに基本計画では10%と挙げているものの、それでは全然足りない」という声が強くあったことを付け加えます。

農村女性の社会生活

農村地域の女性の人口の推移は、2000年と2015年との比較（表4）では、人口が減少している上にその変化率が男性より大きく、そ

注2) 1999年施行の男女共同参画社会基本法に基づき5年ごとに制定。現在4期目。

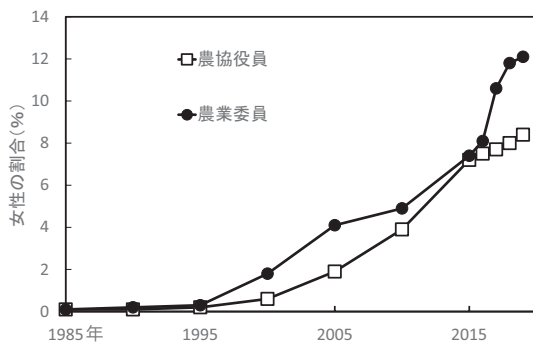


図7 農業委員及び農協役員に占める女性の割合の推移

(農林水産省「農業委員への女性の参画状況」,「総合農協統計表」を基に作成)

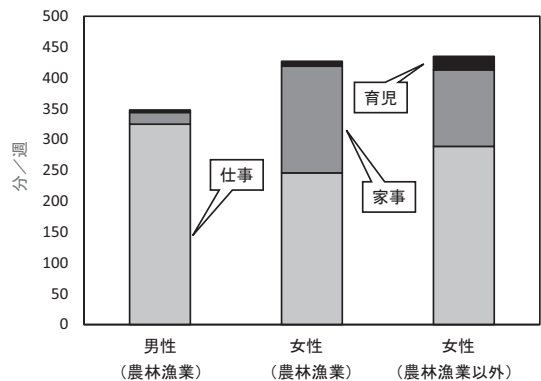


図8 男女別職業別仕事・家事・育児時間の比較 (2016年, 週全体平均)

(総務省「社会生活基本調査」を基に農林水産省作成)

表4 農村地域の女性人口の推移 (単位: 万人, %)

	2000年	2015年	増減率及びポイント差 (%)
農村地域女性人口	1,442	1,268	-12.1
うち25～44才	314	246	-21.7
農村地域女性割合	51.8	51.8	0.0
うち25～44才	49.8	48.5	-1.2

農林水産政策研究所資料 (2018) より作成

ここに内在した問題が気になるところです。図8左・中の2本の棒グラフは、農林水産業に就いている男性と女性それぞれの1週間の時間の使い方の調査結果です。一目瞭然で想像に難くない結果ですが、男性は仕事に割いている時間が大きく、女性にはそれに家事が加わり、さらに育児が加わります。

このデータを見るに当たって注意が必要なのは、いろいろな地域や経営を平均した統計であるということです。イメージと違うと思われる方がいるかもしれません。しかし、少なくとも一つの傾向としては、女性に家事・育児への負担がかかっているのかが見て取れます。図8右の棒グラフは農林漁業以外の女性の時間の使い方です。農林漁業とそれ以外の女性のそれとは似た傾向がありますが、農林漁業の女性の方が家事に割く時間が多いことが見て取れます。

こうした実態を踏まえ、農村地域では医療・福祉分野での需要増加により、女性労働力確保に対する競合が強まり、女性が働きやすい農業を作るための取組を迅速に進めることが重要と記述しています。

図9では、女性の新規就農者の悩みを生活面と経営面に分けて上位3番目までを示しました。生活面で見ると、「健康上の不安(労働がきつい)」や「思うように休暇が取れない」という事項に続き、「子どもの教育」が3番目に挙がってくるのが注目すべきところです。また、経営面では、「所得が少ない」

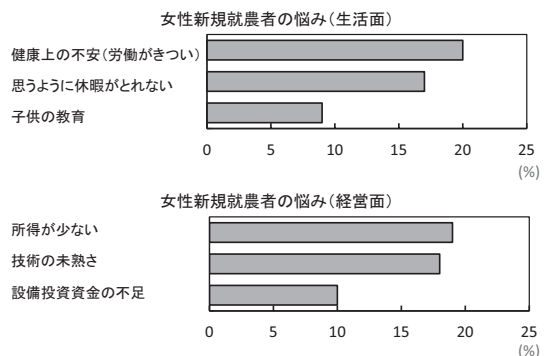


図9 女性新規就農者の悩みの上位3位までの内容

(一社)全国農業会議所全国新規就農相談センター「新規就農者の就農実態に関する調査結果 (2017)」より

ない」,「技術の未熟さ」,「設備投資資金の不足」が悩みの上位に挙がってきます。

同じデータで男性の悩みを見ると,生活面での上位に「労働がきつい」とか「休暇が取れない」が挙がってくる他に,「しがらみがある」とか時間の窮屈さみたいな悩みを挙げる方が多かったのが特徴的でした。また,男性は経営面の方で,「なかなか資金が借りられない」,「農地を貸してもらえない」という悩みが上位にくるのが特徴でした。

ステレオタイプに「女性は」,「男性は」と安易に比較することは避けるべきなのかもしれませんが,こうした男女による違いというのは,押さえておく必要があると思います。

このようなデータを基に,農村の環境整備の一環で,育児を地域でサポートするネットワークの構築とか,外部支援サービスの活用のような支援体制の整備,環境の整備を進めていくべきだと記述しています。

地域農業への女性の意見の反映

先ほど農業委員とか農協役員に占める女性の割合がまだ低いというデータを示しましたが(図7),農業者としての立場に加えて,生活者や消費者としての多様な視点を持つ女性の声を地域農業の方針策定に反映していくことが重要です。その一環として農業委員や農協役員の女性比率を上昇させていく取組が必要です。また,現在,「人・農地プラン」の取組を進めていますが,地域の話し合いの場への女性の参画をもっと推進していく必要があります。

そのためにも,いろいろな課題がある中で消費者等とのネットワークづくりを強力に進めていく必要があります。なお,上記の「消費者等」の「等」の中には同じ農業に取り組む女性農業者の横のネットワークが含まれて

表5 学科別高校生の男女比率の増減(%)

	1999年度		2019年度	
	男	女	男	女
普通科	48.6	51.4	49.5	50.5
農業に関する学科	61.4	38.6	51.1	48.9
商業に関する学科	33.8	66.2	37.2	62.8

(文部科学省「学校基本調査」を基に農林水産省作成)

おり,その構築の重要性も非常に重視しています。

農業に関する高校の学科

農業の未来を語る意味もあり,高校生の男女比率にも着目した記述をしています。高校には普通科と農業に関する学科や商業に関する学科がありますが,それぞれの男女比率の推移を表5に示しました。農業に関する学科における女性比率が増えています。高校の関係者からは,農業,それも特に畜産とか食品加工の分野に対する女性の関心が非常に高く,高校側もそういうニーズを汲み取って学科を充実させてきた結果ではないかということでした。

トピックス1 食料・農業・農村とSDGs

SDGs^{注3)}については,今年の白書でまとめたテーマとして取り上げる必要があると強く意識をしていました。しかし,既にいろいろな書き物や報告が巷に出回っていますし,白書の中でどう取り上げるか悩ましいテーマでもありました。

政府としてSDGsにどう取り組むのかという実施指針があり,国連で定めた17の目標,169のターゲットが国内での取組に向けて8つの課題に再構築されています。トピックス1は,それに基づいた形で食料・農業・農村

注3) 会誌「農業」平成30年(2018)9月号p.6-23に詳しく解説した記事があります。

表6 食料・農業・農村分野でのSDGs推進のための施策

(1) あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現						
(2) 健康・長寿の達成						
(3) 成長市場の創出, 地域活性化, 科学技術イノベーション						
(4) 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備						
(5) 省・再生可能エネルギー, 防災・気候変動対策, 循環型社会						
(6) 生物多様性, 森林, 海洋等の環境の保全						
(7) SDGs実施推進の体制と手段						

分野の取組を整理してみました。表6（口絵参照）の「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」から始まる7項目は、政府のSDGs実施指針に沿って食料・農業・農村施策を整理したものです。また、農山漁村からはじまるSDGsということで、「環境と技術」あるいは「ビジネスモデル」の観点からパンフレットを作っていることも囲み記事で紹介しました。

トピックス2 日米貿易協定

日米貿易協定は今年1月に発効したので、事実を淡々と記述させていただきました。これを読んだ方から、もう少し日米貿易協定の影響を掘り下げて欲しかったという意見もありましたが、1月に発効して、白書の公表が6月ですから深く踏み込んだ記述をするわけにはいきません。

第1章 食料の安定供給の確保

通常章以降は、例年通り記述された項目は

省略し、記述に特徴のある項目を中心に話します。食料自給力に関係する数字は例年通りの掲載ですが、昨年夏に公表された最新の食料自給率（供給熱量ベース）は過去最低の37%になっています。

農産物の輸出

これまで、国内農産物の輸出は1兆円という目標を掲げて政府一体となって取り組んできました。目標最終年はちょっと目標には届きませんでした。結果的に7年連続で国内農産物の輸出額は過去最高を更新しています。また、実際に立ち上がったのは令和2年度に入ってからですが、輸出促進をさらに進めるため、農林水産省に輸出本部を設置した話も記述しています。

輸出に関連しては、日本食・食文化の海外展開と規格・認証の活用、知的財産の保護も話題になります。昨年はこれらのことを特集・トピックスで紹介しましたが、今回は通常の章の中での記述です。

知的財産の保護

農産物輸出、知的財産の保護で注目いただきたいのは、わが国で開発された優良品種の海外流出の例です。これについて、企画部会の委員から、具体的に話を示さないと知的財産の保護の重要性が分かってもらえないとの意見があり、日本産の生食用ブドウ品種「シャインマスカット」を取り上げることにしました。

ご承知のとおり種苗法改正の件は今回の国会では継続審査になりましたが、この知的財産保護の重要性については、引き続ききちんと情報を伝え、理解が深まるよう取り組んでいきます。

食料消費の動向と食育の推進

食料消費の動向については、ある意味、白

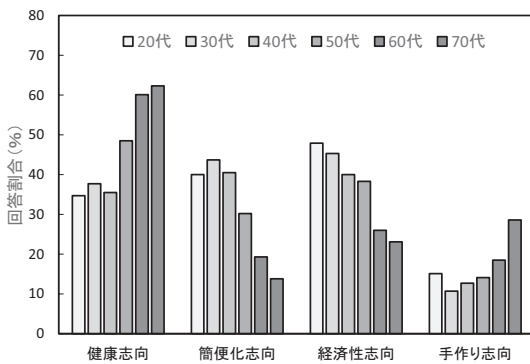


図10 年齢別の消費者の食の志向 (2020年1月)

〔(株)日本政策金融公庫「消費者動向等調査」を基に農林水産省作成〕

書の目玉であり、分析・記述に力を入れている部分です。図10は消費者の年齢別の食の志向を示したものです。健康志向は高齢者になるほど高くなり、逆に簡便化・経済性志向は若い方が強くなっています。同様の調査を10年前にも行っており、比較すると、簡便化志向は若い方が強いという傾向はその時から変わっていないのですが、この簡便化志向は10年前と比較して全世代を通じて上がってきています。この現実には事実として厳しく受け止める必要があるのではないのでしょうか。

その他、食育の推進、和食文化の保護、食の安全と消費者の信頼確保について記述しています。

家畜の感染症

CSF (豚熱) と ASF (アフリカ豚熱) については、今年も現状を粛々と記述しています。この問題が収束に向かい、特集なり、トピックスで総括的にまとめができればと願っていたのですが、残念ながらまだその段階に至っていません。

食品ロス問題

図11に食品ロスの年間推計値612万tの内訳を示しました。半分弱が一般家庭から、半分強が外食産業等の業務系由来のものです。

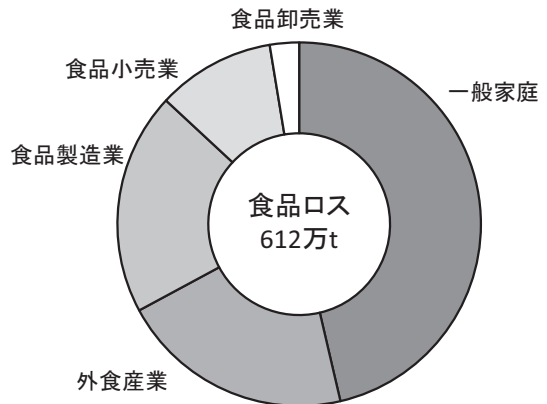


図11 食品ロスの発生量と発生場所 (2017年度推計)

(農林水産省作成)

食品ロス削減に向けた取組の役割分担は、一般家庭の食品ロス問題は環境省、消費者庁で、農林水産省は外食産業、流通関係の食品ロス削減に向けた取組を推進しています。具体的には、ポスターの掲示や賞味期限表示の大括り化等の商慣習の見直しです。

第2章 強い農業の創造

生産現場の話

初めに農業産出額の推移を示しました (図12)。直近の2018年は前年から減少しましたが、引き続き増加傾向を保持しています。

農地集積の目標は、担い手への農地集積率8割を目指しています。農地バンクの活用には

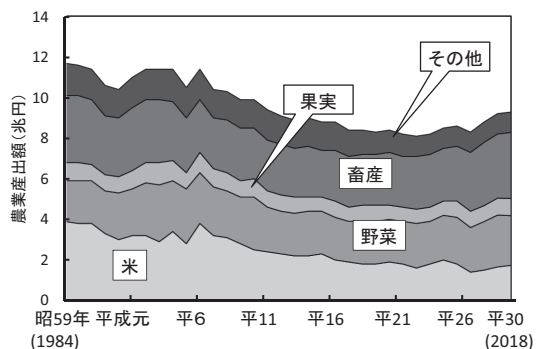


図12 農業総産出額の推移

(農林水産省統計資料「生産農業所得統計」)



写真3 世界文化遺産に登録された集落における来訪者おもてなしによる文化観光（長崎県平戸市春日集落）

を持つ相談件数が増えているデータを紹介しながら、若い世代に見られる田園回帰の動きを記載しています。また、昨年夏には、「棚田地域振興法」も施行されたので、中山間地域農業の振興に一つツールが増えました。長崎県平戸市の棚田は2010年に国の重要文化的景観に選定され、さらに世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産にもなったことから、観光などで地域おこしになった事例（写真3、口絵参照）を紹介しました。

また、都市農村交流の流れの中、ビジネスとして成り立つ取組としての農泊は、国全体で515地区の事業が採択されて支援を受けている様子を紹介しています。

鳥獣被害とジビエ

昨年はトピックスとしてジビエを取り上げましたが、今年は通常章の中での記述です。農作物の被害額自体は年々低下していますが、これは決して素直に喜べる数字ではありません。実際には、人間の住む世界が野生鳥獣によってどんどん狭められてきていることの裏返しです。ジビエの振興も鳥獣害対策の一つです。ジビエの利用量は図14を見ると順調に伸びているようにも見えますが、利用率

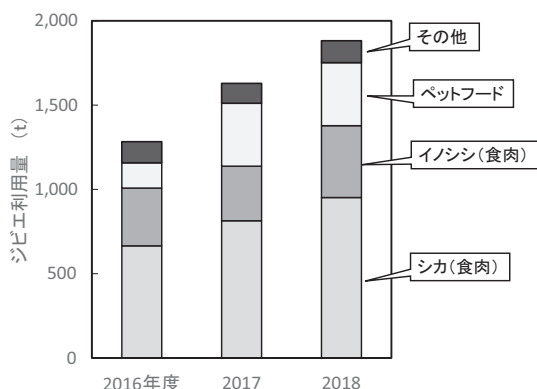


図14 ジビエ利用量の推移とその内訳

（農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」）

はまだまだ1割前後の低水準です。ジビエ認証マークも使いながら、引き続きこのジビエの推進にも取り組んでいく必要があります。

再生可能エネルギーの活用

水力、太陽光、バイオマス、風力・地熱と再生可能エネルギーの利用による発電量は増えてきており、その全体に占める割合も増えてきていることを図15で紹介しています。

都市農業、農福連携の推進

都市農業については、昨年はいろいろと制度が変わったこともあり、施策的な紹介をしましたが、今年はデータで現状を紹介してい

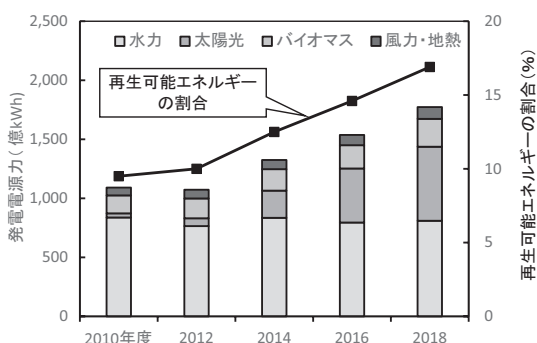


図15 再生可能エネルギー発電電力量と総発電量に占める割合の推移

（経済産業省資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」より作成）

ます。昨年、特集で取り上げた農福連携については、今年は取組状況を紹介するとともに、コラムで障害者が生産行程に携わった食品のJAS「ノウフクJAS」という制度ができたことと昨年度末までに10の事業者がその認証を受けた話を紹介しています。

第4章 災害からの復旧・復興と防災・減災、国土強靱化等

令和元年度発生災害への対応

1年間の災害の状況と復旧・復興状況を紹介しています。令和元年度も残念ながら大きな災害が続きました。特に記憶に新しい房総半島と東日本を中心に起きた台風被害の状況と対策についてまとめています。

災害が発生した場合には、政府が被災者に寄り添いきめ細かく対応し、支援を行っていることを記述しています。しかし、これだけ立て続けに頻発、激甚化してくると、農業者も備える必要があるというメッセージを繰り返し発信しています。「災害は忘れる前にやってくる～国はリスクに対してさまざまな支援を用意～」というタイトルを付けたコラムでは、「農業者自身、生産者自身も是非この災害への取り組みをお願いします」と記述しました。

東日本大震災からの復旧・復興

今年は大震災から10年目です。白書では9年目の状況を記述し、コラムでは被災地産の花が、東京オリンピック・パラリンピックのメダリストの副賞用ビクトリーブーケとなることを紹介しています。この話題は今回のトピックスの一つに用意していたのですが、開催が延期になったので、その内容の一部をこのような形で紹介しました。

新型コロナウイルス対応

新型コロナウイルスへの対応については、

日本経済への影響やポストコロナ的な記述もできないのかという意見もありました。しかし、白書の原稿を締めようかという4月になっても収まる気配はなく、むしろ非常事態宣言が出される状況の中で、不用意に総括的な記述、今後の対応などを軽々しくは記述できません。令和元年度中の出来事のみを記述して閉じることにしました。

巻末付録 平成30年間の主な動きと指標

今回の白書本体の最後に巻末付録として「平成30年間の主な動きと指標」を掲載しました。平成元年度の消費税のスタートに始まって、2019年の日EU・EPAの発効までの出来事を振り返り、自給率や人口、農業総産出額のような諸指標の推移を整理しました。

質疑応答

女性農業者の特集について

私は20年前の男女共同参画社会基本法の時に白書に関わったことがあるのですが、今回はよくぞ特集で取り上げていただいたと感謝しています。コメントが2点あります。

1点目は、白書本体の中でこの特集に全体の1割近い約40ページも割いたのは素晴らしいことです。おそらく、議論の中で落とされたものもたくさんあったと思いますが、女性農業者が20年前よりももっと前の「生活改善」のときから「女性の中長期ビジョン」の時期、さらに男女共同参画社会基本法を経て今に至るという流れを白書として今の時代でしっかり押さえ、現在の農水省の若手職員をはじめ日本全国に紹介してもらえたことは非常に良かったと感謝しています。

2点目は、基幹的農業従事者の女性割合などが減っている点です。その大きな理由は、以前は家族農業で、家の中で女性がおのずと農業をやっていたことが多かったからだと思

います。それでも、今では農業という職業を選んで就農している女性が多くなってきて、家族就農とか新規参入、新規就農、法人就職を含め、そこで農業で働く女性、せっかく選んで農業という場に入ってきた人たちが意欲をなくさないように、経営参画とか社会参画を進めて、働きやすく住みやすい農山漁村、農業というのを引き続き創っていただけることを期待しています。

余談ですが、1999年に男女共同参画社会基本法ができた後の白書を検討する際に「家族経営協定」という言葉を初めて入れて最終段階までいったのですが、閣僚の一部に反対が有り、最後の最後でその部分を削除させられたことがありました。しかし、最近男女共同参画の基本計画にも家族経営協定のことをちゃんと載り、今回の特集でもしっかり位置付けられているので、ぜひ引き続きこの取組を進めていただきたいと思います。

伊佐 この特集をまとめるに当たっては、明るく元気に取り組む女性農業者像を意識する一方、雰囲気だけでなくデータに基づく分析、記述にも力を入れました。特に、女性の経営参画による効果については、データの収集はもちろん、各方面からいろいろな意見をいただき、意見の集約に担当者はかなり苦労しました。

担い手への農地集積への取り組み

農業の構造改革推進の部分は重要なポイントだと思うのですが、比較的淡々と事実だけ書いてあるという気がします。収入保険などはまだ発足して間がないということもありますが、農地中間管理機構を利用した担い手への農地集積は2023年度までに集積率8割が目標ですが、現在は6割弱です。しかし、この目標に対して、高齢化の中で一気に進むだろうという楽観的な見方では厳しいような気がします。恐らく、企画部会等ではいろいろ議

論がなされたと思いますが、何かコメントがあればお願いします。

伊佐 白書取りまとめの際の議論では、実はこの部分や農地、担い手の部分はほとんど議論なく進みました。という誤解を招くかもしれませんが、先行して議論されていた基本計画の見直しのところで十分に議論されていたというべきでしょう。

個人的な見解になりますが、集積ができるものは既にある程度集積が終わっていて、残っているのは非常に条件の悪いところとか、前から問題となっている相続未登記の農地などではないでしょうか。農地に対する考え方は変わってきているかもしれませんが、現状より上を目指すことは一筋縄ではいかないことと承知しています。また、先ほどの女性農業者に関する質問にもありましたが、今までの農家中心の議論では不十分で、雇用されている人たちをどう評価するかという議論、あるいは同じ経営体であっても、農業経営主にも農業経営に特化している人と生産に特化している人がいるので、現在のように一括りにしたままの捉え方でいいのかとかいう議論がありました。

話がだんだんそれていきますが、今年の2月に行われた農林業センサス（5年ごとに実施）からは経営体というものを新しい概念で捉えて数字を出すことになっています。次回の白書では、新しいセンサスによる新しい経営体の概念を取り上げる必要があると思っています。

バイオマスエネルギーについて

再生可能エネルギーの活用のところでは水力、太陽光、バイオマス、風力・地熱という記述になっており、装置産業の記述が多いように感じました。しかし、農業サイドから、あるいは循環型社会という見方から考えると、バイオマスのところが気になります。バ

イオマスの部分は木くずとか廃材利用の占める割合が多い気がします。一方、畜産廃棄物などのバイオガスは増えているのか、あるいは今後増える見込みがあるのでしょうか。

伊佐 ここでは手元にデータがありませんので確かな回答ができないのですが、バイオマス由来の発電が劇的に伸びているという認識はありません。むしろ、最近では再生可能エネルギーというと太陽光パネルの方に目がいってしまっており、水力や糞尿、木くずにはスポットライトが当たっていないという思いはあります。

SDGs をトピックスで取り上げた理由

「食料・農業・農村と SDGs」をトピックスに挙げています。非常に重要な課題ですが、外から見ると SDGs について農林水産省の取り組みが活発に動いているとは見えません。今回これをトピックスで取り上げた理由は、この話題を PR したいということなのか、あるいはこれからしっかり取り組んでいくため今後の課題を明示するという意味なのかトピックスに取り上げた意味をお聞かせください。

伊佐 農水省の施策として SDGs は大切だと訴えるためにトピックスに取り上げました。昨年の白書を説明して回っていると「なぜ SDGs を取り上げないのか」という声がありました。そこで、今回はまとめてトピックスとして出したわけです。

このトピックスで SDGs を書くと言ったまではいいのですが、どうまとめるかというところには議論があり、結果的には我が国の実施指針の 8 項目に沿って書く形に落ち着きました。それに関しても、まとめ方や内容が分かりにくい点についていろいろな意見が出されました。

一つは、白書で SDGs を取り上げても農村ではほとんど話題にならないのではないかと

思われたことです。それは、農業者の関心がないというより、話題にされる内容が当たり前過ぎると感じられるからかもしれません。反対に、世間では SDGs に関する関心が非常に高いので、変なものを書いたら大変なことになるという危惧もありました。実は企画部に案を提示したときは、おっかなびっくりだった記憶があります。

SDGs における国際協力・国際交流について

SDGs の議論の中で、例えば、国際貢献について議論はあったのでしょうか。また、関連しますが、新型コロナウイルス感染症のところで触れられている外国人技能実習生についても国際交流に直結すると思いますが、それについて具体的に分析が行われているのでしょうか。

伊佐 このトピックスを書くに当たって国際貢献の議論は全然出ませんでした。国際協力の話題が出たのは、第 1 章の食料安全保障の部分で、今回フードバリューチェーンの構築でカンボジアあるいはロシアのフードバリューチェーンを構築するための国際協力をしているという話を書こうというやりとりが唯一だったと記憶しています。

外国人労働の話は新型コロナウイルス感染症の所でも記述していますが、第 2 章の「担い手の動向と人材力の強化」の所で外国人労働の話に触れており、データも紹介しています。ただし、まだ議論するだけのデータが十分に蓄積されていないのが正直なところです。

外国人労働の問題は、白書でもいずれきちんと取り上げないといけないテーマだと思いますが、今年から始まっている外国人労働の受入れスキームと従来からある研修生の制度の違いをよく踏まえ、書きぶりには細心の注意を払う必要があると思っています。

SDGs への今後の農水省の取組について

今回 SDGs をトピックとして掲げられたのは、農水省も力を入れて取り組んでいくという宣言と受け止めました。例えば、経営の持続性の観点から収入保険の話もあれば、BCP^{注5)}を行えるような防災、その防災も当然地域の人々の生活の観点に加え、農業経営の観点も含めた種々の観点からの SDGs が重要になります。個々の要素を取り上げて見ると、従来、「農業・農村の有する多面的機能」と言われていた諸要素ともかなりつながりは深いと受け止めています。

しかし、そういう方向性を示す上で、個々の要因間の因果関係、例えば環境問題に取り組むと実際どう良いのかということデータを基づいて示せないか、あるいは、防災についてある取組をすることが実際にどう良いのかをデータで示せないかと思っています。結構難しいことは重々承知していますが、そういう取組を農水省が行おうとしているのかどうかお伺いします。

それらの因果関係が示されると、農業経営者も最先端の技術を取り入れてやる必要性がよりはっきり分かるようになると思います。さらに、他産業や一般的な若い人からも、農業は意味のあることなので、ちゃんとやっていく必要があると理解されるようになり、その結果、もっと農業従事者が増えないかと思いがいかでしょうか。

伊佐 特集1で取り上げた基本計画の中でも、実はSDGsあるいは「持続可能な」という語がキーワードになっているという話をしました。そういう意味では、この基本計画は向こう10年間の中長期的な基本指針なので、その中で「持続可能な」という言葉を強く意識して農政は進められていくことになりま

す。

現時点で、具体的に何を行っていくというのは私も承知していませんが、トピックス1の最後の「持続可能な生産と消費の普及に向けて」の項で、令和元年に、農水省で「持続可能な生産消費形態のあり方検討会」というのが立ち上がって中間取りまとめを公表したという記述があり、一歩踏み出していることが示されています。こういうものが今後具体化されていくのだと思います。この検討会での議論なども注視すると農政の中での持続可能な取組というものが追えると思います。

イノベーション創出のための研究開発

今年、内閣府でムーンショット型研究開発というイノベーション創出のための研究プロジェクトが提案され、その目標の5番目が農業に関することだったと思います。今回の白書を見ますと、例えば成長市場の創出とか科学技術のイノベーション、食品ロス、スマート農業の推進あたりがこのムーンショット型研究開発の目標5に関連すると思います。

この内閣府の施策で実施される研究開発は結構長いスパンのものになると思います。農水省としては、これからどういう形で内閣府と連携を取り、農水省としてどういう受け皿を持ってやっていくのか教えて下さい。

伊佐 実は、このことが今回の白書作成過程で何回も出てきました。最初は「ムーンショット」が何を意味しているのかという状態でした。

技術の話は今後きちんと展開させていかないといけないと思います。技術の話となると研究サイドが先行しがちですが、現場の意向にあまり沿っていないと結果的に開発された技術が現場に定着しないという点を研究する側も注意する必要があります。この点は昨年の白書の記述でも相当意識して記述したところです。

^{注5)} 事業継続計画。災害等発生時に組織の損害を最小限に抑え、事業継続や復旧を図るための計画。

一方、開発された技術を使う農業者の側も、特に最先端の技術に対しては、得てして「自分たちは関係ない、立派な経営をしている人のためのツールだ」とか「条件の良い立地で大規模な経営をしている人のものだ」となりがちです。しかし、昨年スマート農業を紹介した中では、そうではないということを記述しました。そういう意識を持って現在取り組んでいます。

また、昨年の白書では、技術を入れたことによって経営がどう良くなるのかという分析を今まで全然やっていないのではないかという指摘がありました。その辺の分析は、現在実施されている実証プロジェクトの成果で可能となれば良いと思っています。

農業用廃プラ問題について

関東圏の公設試験場に勤めていますが、現在、国の方から廃プラの対策の研究に取り組んで欲しいとの要望を受け、栽培担当が検討している段階です。

今回の白書の中でも、国がその問題に取り

組んでいると書いてありますが、具体的に減らしていく目標はあるのでしょうか。また、農業の中で一番廃プラ問題に取り組まなければならないのはマルチ等の資材だと思いますが、白書で記述されているのはペットボトル等が中心で、マルチ等に対してあまり述べられていなくて、その辺の取組はどうなっているのかと疑問に思ったところでした。もう少し具体的に記述があればよかったと思います。

伊佐 ご指摘のとおり農業部門における廃プラ問題は重要な問題です。特に昨今、使用済みの土の付いたものの処理が非常に大きな問題だと思います。しかし、これにはいろいろ課題を抱えており、解決策が現在見出せていないという認識です。昨年の白書でその問題提起まではしましたが、では実際にどうするかということまでは踏み込めずにおりました。重要な課題ですので、今後放置されたままになることはないと思いますが、今回の白書ではそこまでのお話をすることができませんでした。

ミニ情報

令和元年産水稻の品種別作付動向について*

令和元年産うるち米（醸造用米、もち米を除く）において、全国で最も作付が多かった品種は「コシヒカリ」（作付割合33.9%）であった。2位は「ひとめぼれ」（同9.4%）、3位「ヒノヒカリ」（同8.4%）、4位「あきたこまち」（同6.7%）、5位「ななつぼし」（同3.4%）で、以下、「はえぬき」、「まっしぐら」、「キヌヒカリ」、「あさひの夢」、「ゆめぴりか」の順であった。

上位10品種のうち、作付割合が前年産より減少したのは、「コシヒカリ」、「ヒノヒカリ」、「あきたこまち」、「キヌヒカリ」の4品種で、増加したのは「ひとめぼれ」、「まっしぐら」、「あさひの夢」、「ゆめぴりか」の4品種であった。

11位～20位で作付割合が増加したのは、「きぬむすめ」、「つや姫」、「ふさこがね」、「天のつぶ」であった。

* 令和2年4月10日公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構公表資料より作成